

蜂須賀氏の阿波国入部と仁宇谷地域

地方史班（徳島地方史研究会） 石尾和仁¹⁾

1. 天正の仁宇谷騒動の概要

蜂須賀氏の阿波国入部以前の仁宇谷地域は天龍寺領那賀山荘の荘域に含まれており、元来は山としての所領単位であった地域である。文安2年（1441）の『兵庫北関入船納帳』によれば、那賀川河口の平島が樽・材木の積出港としてその名が見えることから、この仁宇谷一帯が材木の供給源であったことは明らかであろう（山下1990）。

また相生町延野に所在する大宮八幡神社に残されている大般若経の奥書には、「那賀山延野」「延野大明神」「延野和食大明神」「那賀山延野郷屋内」などの相生町内の地名に混じって、「阿良多野成信」が19件、「阿良多野上庄」と「平嶋」が1件ずつ見える。古代には国家安泰や天変地異の除災など、国家の年中行事であった経典法要が中世になると次第に荘園支配を通して地域社会に浸透していき、村落祭祀の一環に組み込まれることになる。そして、民衆の側からも大般若経を備えることが荘郷鎮守の資格であるという認識が生まれてくるようになる。その大般若経がどこで真読されたかは、その社の法力の効果を示す範囲＝信仰圏をも示していると考えられており、「大般若経はその存在単位（1セット＝六百巻）ごとに、一定の不可侵空間領域を形づくって、その内側の安全を保障するという観念が普及していた」と論じられている（加増1997）。要するに大般若経を保有することが鎮守社の靈験を増すものであったのである。そのような意味から、現在の新野町に盤踞していた在地土豪であったと思われる阿良多野氏の信仰を得ていたこと、さらには那賀川下流域の平嶋の住人にもその信仰が及んでいたことを窺わせる史料である。平嶋は延野地域も含めた那賀川流域の広域所領であった那賀山荘の荘域に含まれる地域であったが（山下1990）、現新野町域は阿良多野荘（北荘と南荘に分かれていた）の荘域であり、大般若経のもつ信仰圏は荘域に規制されるものではなかったことが理解され、地域民衆の日常生活文化圏が荘園単位に括られるものではないことを示している。

この仁宇谷地域の動静が具体的に理解できるようになるのが、阿波国守護細川真之が三好長治の許を逃れてこの地を訪れ大栗右近・服部因幡守・森監物ら「義士」のところに身を寄せてからである。細川真之を追い、「あらたの口」まで進出した三好長治の軍勢に対して一宮成助・伊澤頼俊らが背後をつき、長治が今切城まで敗走することが「三好記」等の軍記物に記されている。

1) 徳島市立高校

こうした前史をもつ仁宇谷にも蜂須賀氏の阿波国入部の影響が、その当初から窺われるのである。いわゆる天正の仁宇谷騒動がそれである。『阿淡年表秘録』には、天正の仁宇谷騒動について次のように記している。

梶浦与四郎仁宇谷江罷越候処逆徒等切所ニ待受相防与四郎終ニ鉄砲ニ中リ討死依之公一宮御出馬大井村之住士服部因幡罷出懇志之者共御座候ニ付罷越取鎮申度旨望請ニよって一先因幡ニ被任御帰城服部因幡彼地へ罷越一揆之者共へ種々釈論候得共逆徒等一向進めニ不随無扱此旨申上候処公御機嫌悪敷再御出馬被仰出山田織部佐御とどめ申上望の通其方一手ニ而相向候様被仰付終ニ逆徒等ヲ誅仁宇谷治ル公御感不斜仁宇谷一円織部佐ニ被下福良出羽守連経之嫡子所領生夷谷勝浦山ヲ差上候処御目見被仰付棚野五ヶ村之政所役被仰付

これによれば、蜂須賀氏の入部した天正13年（1585）8月、仁宇谷の土豪らが荒田野口に集まり叛旗を翻したことに對し、梶浦与四郎を派遣して治めようとしたところ、梶原が切所に籠もり抵抗する「逆徒」らの鉄砲にあたり落命する。家政は自ら軍を進めようとして一宮城をたつが、大井村の服部因幡守の望みを受けて鎮圧を彼に託す。服部因幡守は仁宇谷に入り、家政の意を伝えたが多くの「一揆之者共」は従わなかった。服部はその旨家政に伝えたところ、山田織部佐宗重が出陣することとなり、土豪らを帰順せしめた。その結果、仁宇谷一円を山田織部に知行させた、というものである。

この一連の騒動に對し、蜂須賀家政は次に示すとおり一揆に加わらなかったものに対し「一段満足」の意を伝えている（『阿波国徴古雜抄』 p478）。

仁宇大粟百姓共非儀之働候之所ニ其元之者共少も無別儀馳走候由黒部久代申聞之通一段満足此事候弥其元相談肝煎簡要候尚兩人可申候也、恐々謹言

九月二日

小六

みつきかし原 百姓中

ほぼ同じ文面で、「住友彦五郎」「住友五郎右衛門」「伊澤志摩」に宛てたものもある（『川田町史』）。「みつきかし原」は木屋平村三ツ木であり、近世の郷村帳類では三木・檜原の2筆で高付されている。住友らも麻植郡のものどもであり、これら宛所からは仁宇谷に直接関わる人物をたどることはできないが、2通とも同様の文面であり、「仁宇大粟百姓共」と見えることから、仁宇谷の一揆に荷担しなかったものたちにも同じ書状が出されていたと推察できる。おそらく同一文面の書状が多数作成され、それぞれの非荷担者に発給されていたのであろう。

また、直接仁宇谷に関わるものとしては次の感状がある。すなわち、梶原与四郎の仁宇谷への進軍に功績のあった森安右衛門に對して次のような感状を送っているのである（『阿波国徴古雜抄』 p476）。

急度申遣候今度仁宇山之者共構逆心即荒田野口へ少々出候所早速面々掛合追立生捕高名誠無比類働候段井関申通聞届別而感悦此事二候帯刀牛岐ニ在之事候之間各事可相付候条弥無疎略奉公肝要候身上之儀者成立候様可相測候猶井関口上ニ相含候、恐々謹言

九月二日

小六

森 安右衛門とのへ

兄 弟 中

この天正13年の仁宇谷騒動はわずか1ヶ月で鎮圧されてしまうが、この騒動の歴史的意義については、同時期に発生した大栗山騒動や祖谷山一揆の問題とあわせて第3章で考えてみたい。

2. 天正検地の歴史的意義

蜂須賀氏は天正13年に阿波国に入部してすぐに検地を実施したことは、次に掲げる矢野村への条々によって明らかである（『阿波国徴古雑抄』 p 478～479）。

条々

一検見以後検地地下下墨付之上聊不可有相違事

付人質代上物相済次第可返遣之候可得其意事

一百姓上田之儀ハ目代官判可申事

(中 略)

右之趣何も相背非分於申付ハ為何時共可言上之者也

阿波守 御印

天正十三

十二月十一日

矢野百姓中

この検地は人質を取るなど、かなりの強制力をともなうと考えられるが、この阿波国入部段階での検地は全国的な統一基準に基づいた、いわゆる太閤検地の一環であったとは考え難い。この点を以下に整理しておく。

かつては天正10年（1582）の山城国指出検地をもって太閤検地の始期と考えられていたが、「それは、競合する織田・戦国諸大名とともに、天下取りのスタート・ラインに着いた一大名の私検地に過ぎない」とするのが近年の評価であり（秋澤1993）、それとともに「豊臣政権は、一七年後半を境として、大名検地への規制（太閤検地方式の導入）を強化、統一的軍役（石高制軍役）体制樹立をはかる」のだとも指摘されている（秋澤1993）。すなわち、天正17年後半以降、御前帳作成をともないつつ近世社会の基盤ともなるべき石高制の創出につながる検地を実施しているのである。

阿波国内における天正17年（1589）検地の意義については、すでに宇山孝人氏が言及している（宇山1992）。それによれば、天正17年検地は1反=300歩で実施されたこと、貫文表示されていた切畑が石高表示に切り替えられていることなどから、阿波国一円に石高制原理を導入した検地であったこと、そしてこの石高が寛文郷帳の拝領村高にも継承されており、徳島藩の「表高」創出に重要な役割を果たしていたことなどが明らかにされている。また、その背景には豊臣御前帳として提出された天正17年検地の石高数を、「徳川幕府が名実ともに封建的知行体系を掌握するために、豊臣政権が公認していた国高、つまり表高を徳川幕府においても基本的に継承せざるをえなかった政治的・社会的状況があった」ために慶長期徳川御前帳にも用いなければならなかったとする（宇山1992）。

遠藤家文書には、石高制創出につながる天正年間の検地帳写が次の通り残されている。

〔（ ）内は徳島県立文書館の整理に係る古文書番号〕

①天正検地帳第三本鮎川村目次（エント00078000）

②天正拾七年拾二月二十九日那西郡仁宇谷本郷分古仁宇村御検地帳写

（エント00081000・エント00110000）

③天正十八年寅歳阿州那西郡賀茂郷御検地帳写

（エント00093000・エント00108000・00323000）

④天正拾七年那西郡之百合村御検地帳写（エント00120000）

⑤天正検地帳第一本小仁宇村目次写外（エント00140000）

⑥那西郡賀茂郷天正十八年検地帳写（エント00322000）

⑦深瀬村天正十七年検地帳写（エント00324000）

①の鮎川村は現在の相生町相川、②⑤の仁宇谷古仁宇村は鶯敷町古丹生^{こにゅう}、③⑥の賀茂郷は阿南市加茂町、④の百合村は鶯敷町百合^{ゆり}、⑦の深瀬村は阿南市深瀬町にそれぞれ比定される。古仁宇検地帳は鶯敷町の秋本家文書の写しであり、秋本家文書のものが『鶯敷町史』（鶯敷町1981）に翻刻されている。また、深瀬村検地帳は阿南市の佐々健氏所蔵のもの^のの写しであり、佐々氏所蔵のものが『阿南市史 史料編』（阿南市1989）に翻刻されている。

上記したもののうち、相生町内に関わるものは①の鮎川検地帳のみであるが、これは元帳の抄録に便宜的な番号を加筆したもので、統計的な分析には堪えられないものであり、元帳そのものの記載形式を窺うこともできないものである。しかし、相生町内にも天正検地が及んでいたことを示す1つの事例となろう。

その他、徳島県内には天正年間の検地帳として36点が知られる（『鶯敷町史』p 275参照）。そのうち、天正17年の年紀をもつものが27点あり、残りも1点を除いて豊臣御前帳提出時の天正19年までのものであり、天正17年から始まる検地が祖谷山地域など一部を除くものの阿波惣国検地であったことを示していよう。

宇山氏の指摘にもあるように、石高制社会の出発点となった天正17年検地はいわゆる「太閤検地」の一環であり、蜂須賀氏入部直後の天正13年検地よりも歴史的に重要な転換点となっているのである。

3. 天正の仁宇谷騒動の意味

蜂須賀氏の阿波国入部段階で、これに抵抗したと評価されるものに第1章で取り上げた仁宇谷騒動の他、鮎喰川上流域の大栗山一揆、三好郡山間部の祖谷山一揆が知られている。これら山間土豪の一揆については、蜂須賀氏が中世的名主（土豪）の在地支配を許さない領内一円知行の強行を謀るため、それに抵抗する土豪層を鎮圧したのだというのがこれまでの共通する見方である。そして、蜂須賀氏は一揆勢鎮圧に努力する一方、一揆に荷担しなかった土豪・百姓層らには第1章で引用したような感状や書状を發給し保護策を打ち出している。いわゆる「土豪分断政策」と称される対応を示していると理解されてきた（三好1989他）。

これら一揆のうち、祖谷山一揆を検討した曾根総雄氏によれば、土佐国長岡郡豊永郷豊永寺の天正年間の奉加帳に阿波・土佐両国の名主らの名が見え、阿波の名主のなかには長宗我部氏から知行を与えられていた者もいたという（曾根1986）。こうした地域事情のなかで長宗我部氏と蜂須賀氏の在地支配に関する政策理念の違いが一揆を誘発したと指摘する。蜂須賀氏に討伐された7名主は依然として長宗我部氏と通じていたともいう。同様のことが、阿波土佐国境地帯の山間部に位置する大栗山・仁宇谷においても想定されよう。

また、次に示す日和佐肥前守宛の元親起請文によっても早期から阿波南部の諸領主が長宗我部氏に与していたことが知られる（『阿波国徴古雑抄』 p 303）。

去以来互無別心通顕然候処弥為無二之儀御神書等令分明候勿論我等事毛頭不可有疎意候若此旨於為者

日本国中大小神祇八幡大菩薩御罰可蒙罷者也、仍起請如件

天正六年九月十二日

長宗我部宮内少輔

元親（花押）

日和佐肥前守殿

この天正6年以前、すでに長宗我部氏の進軍にあった阿波南部では人質を差し出し降伏している。次の香宗我部親泰の起請文は日和佐氏が土佐方に与することになったことを示している（『阿波国徴古雑抄』 p 378）。

今度当方帰参候儀、尤珍重存候、自今以後、猶以忠節御覚悟専用候、然上者御進退等儀、不可有疎意候、若此旨於偽者、弓矢八幡愛宕山氏神可蒙御罰者也、仍起請如件、

天正五

香宗我部安芸守

十一月十七日

親泰（花押）

日和佐肥前守殿

同 新次郎殿参

このような長宗我部氏を核とした在地支配の構造ができあがっていた阿波南部から阿波土佐国境の山間部にかけては、自らの領主権を侵害するおそれのある蜂須賀氏による検地実施を拒む動きがあつて当然であつたといえよう。ある意味で、蜂須賀氏対長宗我部氏残党の闘いであつたとの見方もできるかもしれない。

小稿での基本的な論旨は旧来からの指摘を出るようなものではないが、各自治体史で引用されてきた騒動の事後処理を示す「みつきかし原村 百姓中」宛書状は麻植郡三ツ木・檜原に宛てられたもので、直接仁宇谷に関わるものではなく傍証史料にしかかなり得ないこと、天正17年検地が相生町内でも確実に実施されていたであろうことなどは確認し得たものと思う。

参考文献

- 秋澤 繁 1993「太閤検地」『岩波講座日本通史11巻 近世1』岩波書店
宇山 孝人 1992「表高の成立過程に関する一考察—阿波蜂須賀氏の天正・慶長検地帳を素材として—」『鳴門史学』6集 鳴門史学会
加増 啓二 1997「大般若経」『歴史手帖』25巻1号 名著出版
曾根 総雄 1986「天正期の阿波祖谷山一揆について」『長宗我部史の研究』吉川弘文館（初出は『地方史研究』120号）
三好昭一郎 1989『阿波史の構図』阿波臨谷館
山下 知之 1990「中世阿波における広域所領の展開」『阿波・歴史と民衆Ⅱ』徳島地方史研究会